- 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 -

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2022 年 8 月 5 日発表>

自動車検査証の有効期間を伸長します~令和4年8月の大雨の被害を受けて~ (国土交通省ホームページ掲載)

<2022 年 8 月 8 日発表>

自動車検査証の有効期間を再伸長します~令和4年8月の大雨の被害を受けて~ (国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置の適用

<伸長対象地域>

第1群	【福井県】全域(第2群を除く)
第2群	【福井県】 敦賀市(つるがし)、美浜町(みはまちょう)、若狭町(わかさちょう)、小浜 市(おばまし)、おおい町(おおいちょう)、高浜町(たかはまちょう)、南越 前町(みなみえちぜんちょう)

2. 特別措置の具体的な内容

(1) 継続契約の締結手続の猶予

①第1群

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が 2022 年 8 月 5 日から 2022 年 8 月 7 日までの自動車に付保された保険契約であり、2022 年 8 月 5 日から 2022 年 8 月 8 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2022 年 8 月 8 日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2022 年 8 月 5 日から 2022 年 8 月 8 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2022 年 8 月 8 日を限度として猶予します。

②第2群

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が 2022 年 8 月 5 日から 2022 年 8 月 14 日までの自動車に付保された保険契約であり、2022 年 8 月 5 日から 2022 年 8 月 15 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2022 年 8 月 15 日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2022 年 8 月 5 日から 2022 年 8 月 15 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同

一車両に係る継続契約の締結手続を、2022年8月15日を限度として猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予(第1群および第2群)

2022 年 8 月 5 日から 2022 年 10 月 31 日までを申込日とする契約については保険料の支払を 2022 年 10 月 31 日まで猶予します。

対象		使用の本拠	車検期間 の伸長	契約手続猶予		保険料払 込猶予*
車 対 車	・ 災付取今旧察会で妥記を関するで約で社の者のに、社の当以知ら、近、との当以は、一、近、近、ののののでは、、社の当以は、一、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	車検伸長 対象地域内	有	第1群	〇 2022 年 8 月 8 日迄	
				第2群	〇 2022 年 8 月 15 日迄	
		車検伸長 対象地域外	無	10 月:		O 2022 年 10 月 31 日迄
		車検伸長 対象地域内	有	第1群	〇 2022 年 8 月 8 日迄	
				第2群	〇 2022 年 8 月 15 日迄	
		車検伸長 対象地域外	無	×		×
車対外	・災域契今災代扱今旧察会を野財居 災っ災代扱今旧に、社のと財活 のれのた店ごの派自等他と対 いっと いっと は いっと で約で社の のた電 の が で が で 社の の た 電 の が で 社の の た 電 適 る で 約 で 社 の の た 電 適 る で 約 で 社 の の た 電 適 る	_	_	第1群	〇 2022 年 8 月 8 日迄	〇 2022 年
				第2群	〇 2022 年 8 月 15 日迄	10月31 日迄
	上記以外 —		_		×	×